

福岡県気候変動適応センター設置要綱

制 定 令和元年 8 月 7 日

（設置）

第 1 条 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 13 条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「福岡県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 センターは次に掲げる事務を所掌する。

- （１）気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- （２）気候変動適応計画や適応策に係る技術的助言
- （３）事業者や県民の気候変動適応に関連する相談への対応
- （４）気候変動に関する専門家及び関係機関が情報共有等を行うための会議の開催
- （５）前各号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応を推進するために必要な業務

（組織）

第 3 条 センターに、センター長、センター次長及びセンター職員を置く。

- 2 センター長は、保健環境研究所長を充てるものとし、センターを総括する。
- 3 センター次長は、保健環境研究所環境科学部長及び環境部環境保全課長を充てるものとし、センター長を補佐する。
- 4 センター職員は、保健環境研究所管理部企画情報管理課長その他センター長又は副センター長が指名する保健環境研究所職員及び環境部環境保全課職員とする。

（庶務）

第 4 条 センターの庶務は、保健環境研究所管理部企画情報管理課及び環境部環境保全課において処理をする。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年 8 月 7 日より施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日より施行する。